

ペットとの防災対策

—愛荘町—



災害時には、何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるとの意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であると考えられています。

一方、様々な人が共同生活を送る避難所敷地においてペットを飼育する場合、動物の苦手な人、アレルギーを持っている人等への配慮が必要です。

そのため、災害発生時におけるペットの飼育管理など適切な保護対策が行えるよう、本冊子を作成しましたのでご家庭や地域でご活用ください。

～～日ごろから災害に備えましょう～～

避難所では、動物が苦手な方や動物アレルギーを持つ方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、ペットの受け入れや飼育において一定の配慮が必要となります。

飼い主は日頃からの災害時への心構えと備えについて具体的に準備しましょう。

★ペットが迷子にならないための対策★

災害時の混乱の中では、ペットと離れ離れになってしまうこともあります。迷子になったペットを探す時のため、飼い主がわかるように迷子札やマイクロチップ等を装着しましょう。

迷子札の記入例

- シロ（飼い主：愛荘 太郎）
- 愛荘町愛知川72番地
- 電話 0749-42-4111
- 090-1234-5678

※犬の場合は、「鑑札」「注射済票」の装着が義務付けされています。

※マイクロチップはペットの体内に飼い主情報等を埋め込むもので、獣医さんで装着できます。

★ペットの健康管理★

＜犬の登録と狂犬病予防注射＞

犬は、飼い犬の登録と毎年の狂犬病予防接種が義務付けられています。また、鑑札・注射済票は首輪等に装着しましょう。

＜ワクチン接種や寄生虫駆除＞

感染症予防のため、ワクチン接種やフィラリア症、ノミ・ダニなどの寄生虫の駆除を日頃から行いましょう。

＜避妊去勢手術の実施＞

集団での飼育中の発情によるトラブル防止や迷子になった場合の思わぬ繁殖を防ぐためにも、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果を考えて、不妊・去勢手術を実施しましょう。

★基本的なしつけ★

安全に避難し、避難所の飼育場所で避難生活が送れるよう、日頃からケージ等に入ることに慣らしておきましょう。

また、無駄吠えをしないことやトイレ等の基本的なしつけをし、シャンプーやブラッシング等汚れや臭いのトラブルが起きないように日ごろから清潔にしましょう。

～～ペットのための防災用品を準備～～

- 避難所では、ペットに必要な生活用品は飼い主の責任で確保しましょう。
- 災害時にすぐに持ち出せるように飼い主の防災用品とあわせて準備しておきましょう

★えさと水★

救援物資の到着には時間がかかるので、最低3日分のえさや水を用意しましょう。

また、病気等で特別食を与えている場合は、7日分程度のえさを準備しましょう。

特定のフードしか食べない場合は、そのフードが入手できない時に困りますのでおやつ代わりに色々なフードに慣れておく必要があります。

★ケージやキャリーバッグ、リード等★

災害時には、小型犬や猫等の小動物はケージやキャリーバッグに入れ、中型犬や大型犬はリードでつないで避難し、飼い主で管理することになります。

(避難所内にペットを持ち込むことは出来ませんので屋外での管理になります)

★ペット用品★

トイレ用具（ナイロン袋、新聞、ペットシート、猫用砂、消臭スプレー）や食器、おもちゃ等の必要な物（普段使っている物）

★飼い主と一緒に写っている写真★

災害時に、ペットと離れ離れになることがあります。ペットの搜索や引取りの際等に飼い主であることを明確にするためにも写真を用意しておきましょう。

～～災害が発生したら～～

★まずは飼い主の安全確保★

ペットを守るのは飼い主の責任です。まずは自分を含めた家族の安全を確保してから、落ち着いて避難準備をしましょう。

★ペットとの同行避難★

大きな災害が発生した際には、すぐに自宅に帰れない場合もありますので、飼い主が生命の危険にさらされて緊急避難しなければならない等、やむを得ない時以外は、ペットと同行避難しましょう。小型犬や猫などはケージやキャリーバッグに入れ、中型犬や大型犬はリードでつないで避難します。

～～避難先での注意点～～

町内の避難所において、使用できる部屋数や面積等に制約があり、生活スペースにペットを持ち込むことは禁止しています。

- 校庭内や建物屋外で、飼い主の責任で管理・飼育します。
- ペットはケージに入れるか、リードでつなぎ、逃げ出さないようにします。
- 各避難所によりルールが異なります。避難所のルールに従って飼育します。
- 新型コロナウイルス感染症感染予防のため、避難所以外に避難する方法も検討が必要です。（親戚・友人宅や健康管理をした上での車中泊等）



令和2年6月作成
愛荘町役場 暮らし安全環境課
電話 0749-42-7699
FAX 0749-42-7377
メール kurashi@town.aisho.lg.jp